

維新の会の辻信行でございます。
早速、質問に入らせていただきます。

【英語教育推進事業費について】

英語教育推進事業についてお伺いします。

コミュニケーション中心の英語教育とのことですが、「コミュニケーション」という言葉は、様々な意味で使われます。この事業における「コミュニケーション」の定義についてお聞かせください。

学習指導要領において、英語のスピーキングが「発表」と「やりとり」の二つに分けられました。発表は、多くの日本人が苦手とするところです。生徒の英語のスピーキング及び発表の能力を伸ばすには、まず日本語で自己主張ができるようになる必要があります。日々の学校生活の中で、「目立つ生徒」、「才能が突出している子」を守り育てるために、教育委員会としてどのような工夫をされますか。

英語でのコミュニケーションというツールを得た尼崎の子供たちが、どのような社会でどのように活躍することをイメージされていますか。展望があればお聞かせください。

【ひきこもり等支援事業費について】

次に、ひきこもり等支援事業についてお伺いします。

「ひきこもり」というと、「学校に行かない生徒」「働かない若者」と認識されることもありますが、正しくは、「学校に行けなくなった生徒」であり、「働けなくなった方々」です。そこには、社会的要因もあります。ひきこもりの「社会的要因」について、どのようにお考えでしょうか。

説明されている「個別訪問によりそれぞれの要因を考えー」というと、一見市民に寄り添っているように見えますが、「貧困」や「引きこもり」はまず社会に問題があるからこそ発生することも考えられています。尼崎市における「ひきこもり」は、どのような課題があって起こるものとお考えでしょうか。

働いていた方が働けなくなる要因のひとつとして、「過去に過労死寸前まで働かされて、精神疾患を発症した」というケースがあります。市民の安全・安心な生活を守るために、過労死を防ぐ取組をすることは大変重要であると考えます。コロナ禍の現在、最も心配なのが病院や保健所です。こういった事業所の労働実態は、市としてどのように把握されていますか。

また、頑張って求職活動をして就職したにもかかわらず、「事前に知らされていた労働条件と働き始めてからの実態が異なる」ということはよくあります。しかし、本来はあってはならない

ものです。先ほどの過労死を防ぐための取組を含め、このようなミスマッチを防ぐために、市としては市内事業所にどのような働きかけをしていますか。

引きこもりに至るまでに、多くの方は心に傷を負っています。支援員は相談を受ける過程で、その傷を自らの傷として受け止めてしまうことがあります。支援員へのケアについて、どのように取り組まれる予定ですか。

【販路拡大・人材確保事業費について】

次に、販路拡大・人材確保事業についてお伺いします。

このマッチング事業に、インターネットの活用及びAIの活用はどの程度考えているのでしょうか。

販路を拡大したい事業者は、「より高値で技術やサービスを買って取ってもらいたい。そのために、地域を限定せず、できるだけ多くの方に自分たちの技術やサービスを知ってもらいたい。」とも考えます。この事業を利用していた事業者が、市外にも販路を拡大したいと考えた場合、その支援はどのように進められるのでしょうか。

この販路拡大・人材確保事業は、かける費用に見合った効果が得られるのでしょうか。効果の指標として、「利用者の満足度」も当然考慮されるべきと考えますが、いかがでしょうか。具体的な利用者の満足度の測定方法も検討されていれば、それもあわせてお聞かせください。

【居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業費について】

次に、居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業についてお伺いします。

「居心地よく歩きたくなる」というと漠然としていますが、「歩く」にスポットを当てた理由を教えてください。

「居心地のよさ」には、個人差がかなりあります。賑やかな場所が好きな人もいれば、静かな場所を好む人もいます。愛煙家の方にとっては、喫煙所の完備こそが最も重要かもしれません。具体的な居心地の良い場所のイメージがあれば、お聞かせください。

カフェ等の誘致やストリートミュージシャンやパフォーマーに話題の場所となれば活気が生まれるかもしれません。経済環境局とも連携し、カフェ等の誘致を考えたり、あらかじめそういった活用ができるような空間設計をするお考えはありますか。

夜間にも「歩きたくなる」ためには治安はもっとも重要です。女性や子供でも安心して歩ける場所にするために、危機管理安全局とも連携していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

【禁煙対策と受動喫煙防止について】

次に、禁煙対策と受動喫煙防止についてお伺いします。

本市では、平成30年10月1日、尼崎市たばこ対策推進条例が全面施行されています。条例に基づき路上喫煙禁止区域が3駅あります。今後、禁止区域の拡充に向け4か所目を検討されていると聞いておりますが、現在の検討状況をお聞かせください。

子どもの受動喫煙防止について、千葉市におけるアンケート調査の結果から、家族の喫煙が子供に影響を与えていることがわかっています。子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることはできません。本市でも同じように家庭内で影響を受けている子供がいます。健康福祉局と教育委員会事務局が連携すれば、タブレットを活用するなど、費用をかけずに家庭内での実態が把握できるのではないのでしょうか。取組を進めるため、令和4年度での実施を検討していただきと思いますが、見解をお聞かせください。

昨年9月の一般質問では、子どもの受動喫煙防止について、「子ども自ら自分の意思で受動喫煙を避けることができるよう、尼っこ健診の会場などにポスターを掲示するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動してまいりたい」といった答弁がありました。色々、取り組まれていると思いますが、現在具体的に取り組んでいること、また、令和4年度に取り組もうとしている啓発活動についてお聞かせください。

【町会灯助成事業費について】

次に、令和4年度に新たに開始される町会灯助成事業についてお伺いします。

これまで丁寧に取り組みを行っていただいた担当職員の皆さまに、感謝申し上げます。しかしながら、地域の方々の声を聴くと、令和4年度の事業を完成形にするわけにはいかず、今後の市の取組姿勢について確認をさせていただきます。

先日の代表質疑でも、会派から質問をさせていただきましたが、「町会灯そのものを引き取ってほしい」といった地域の人たちの声を市も認識しているにもかかわらず、事業の拡充を検討する考えは市長からは示されませんでした。

「町会灯の維持管理を市にまかせたい」という声は、町会などの役員のなり手不足も影響した切実な声であると思いますが、その声をどのように受け止めておられますか。

私道に設置されている町会灯の維持管理については、令和4年度の事業を完成形とせず、先進市

の取組を追いかけるのではなく、尼崎市が先進市となるよう、事業の拡充を検討し続けることを約束していただけないか。

【園田西武庫線の新藻川橋の通行等について】

次に、園田西武庫線の新藻川橋の歩行者・自転車の早期通行についてお伺いします。新藻川橋の部分的な通行については、交通管理者である警察と協議を行っていると聞いています。信号機の設置も、課題になるのかもしれませんが、同じく藻川に架かる善法寺橋は、信号機は設置されていないにもかかわらず、多くの歩行者・自転車が通行しています。そういった橋の状況も参考にしながら、一日も早く利用ができるように協議を進めていただきたいと思います。令和4年度にどのような状況を目指すのか、具体的にお聞かせください。

【消防団施設維持管理事業費について】

次に、消防分団器具庫の改善についてお伺いします

早急に改善が必要な器具庫がいくつかあると聞いておりますが、令和4年度の予算では改善のための費用が明確に示されていません。早急に改善が必要な消防分団器具庫に関する予算は、令和4年度はどのようになっていますか。

早急に改善が必要と認識されているのであれば、改善に向け継続した取り組みが必要となります。現在、どのような取組を行っておられますか。また、令和4年度にはどのような取組を行う予定ですか。具体的にお聞かせください。

【都市農業活性化推進事業費について】

次に、新たに行う「防災協力農地登録制度」についてお伺いします。

市内には、農地が約80ヘクタールあります。

「防災協力農地登録制度」への登録を考えておられる農業者はどの程度いると見込んでおられますか。また、面積はどの程度見込んでおられますか。

令和4年度の補助金は40万円で、農地約4ヘクタール分です。

本市の防災対策の観点からも、とても重要な事業であると思います。ぜひ、農業者の皆さまに積極的な協力をお願いするとともに、予算が不足する場合には年度途中でも増額するなどの対応をお願いしたいと思います。また、防災対策の部門からも積極的な応援をお願いしたいと思います。

経済環境局、危機管理安全局が協力しながら、積極的に事業を進めていただきたいと思いますが、それぞれのご見解をお聞かせください。

【ヤングケアラー支援事業費について】

次に、ヤングケアラー支援事業についてお伺いします。

ヤングケアラーの支援については、全国的に多くの自治体が取組を進めています。しかしながら、様々な調査が行われている中で、負担が大きくても子ども自身が「日常生活で当然のこと」と感じていたり、「家庭の問題を知られたくない」と考える場合もあり、子ども自身が声をあげることは難しいといったことが言われています。

ヤングケアラーの把握について、学校現場でタブレットを活用して調査を行うと聞いていますが、教育委員会事務局との具体的な調整はどのようになっていますか。また、教育委員会事務局としては、こども青少年局と連携して、どのように取り組もうとしていますか。それぞれお聞かせください。

自らが声を上げにくい子どもに対し、子どもの心を大切にしながら、必要以上に負担のある状態に置かれている状況を改善するために、行政は本気になって取り組んでいく必要があると思います。

対象となる家庭の把握から申請に至るまでの具体的な流れはどのようになっていますか。

家庭との関係構築や制度利用への理解をどのように進めていこうとされていますか。具体的にお聞かせください。

介護保険制度や障害福祉サービスなど他制度の活用への調整や連携はどのように行っていくのでしょうか。お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。